

第2回 白河市自治基本条例を考える市民会議 会議録（要旨）

日 時 平成23年7月25日（月）午後7時～9時10分

場 所 市役所本庁舎地下第1・2会議室

参集者 学識経験者委員

清水座長

市民委員

角田委員、金内委員、佐藤委員、鷹栖委員、田中委員、人見委員、増子委員
石原委員、沼田委員、菟川委員、穂積委員、矢内委員、和知委員

職員委員

泉委員、遠藤委員、川島委員、小松委員、齋藤委員、佐川委員、野崎委員、
松島委員、渡邊委員

オブザーバー

梅田、佐藤（亮）、橋本、藤原、山田、河合、鷄徳、近藤、佐藤（冴）、渡部
事務局

圓谷市長公室長

企画政策課 邊見課長補佐、関課長補佐兼係長、藤田副主査、石川主事

1 開会

2 全体会議

会議資料により前回の復習、自治基本条例の最高法規性、自治の基本原則、各主体の役割について清水座長による講義を行った。主な質疑応答の内容は、以下のとおり。

【質疑応答】

○A市とB市のどちらにも同じ企業の事務所がある場合、どちらの市の条例が適用になるのか。

→A市の事務所にはA市の条例が適用になり、B市の事務所にはB市の条例が適用になる。（清水座長）

○A市とB市にまたがって事務所が建っているような場合は、どちらの市の条例が適用になるのか。

→基本的には所在地の市の条例が適用になるが、環境規制等のようなものは、A市の市域に立地している部分はA市のものが、B市の市域に立地している部分にはB市のものが適用になってくるのではないかと。（清水座長）

→そういうことになると、あまりに細かい規定を入れていくと、企業にとって不都合ということではないか。

→自治基本条例では、こういった点はあまり問題とはならない。自治基本条例は、

まちの方向性や基本原則を定めるものなので、あまり細かいところまで規定することは考えなくてもよいのではないか。(清水座長)

○市民参加については、既に議員の選挙を通じて行っていることなのではないか。
→議会で議決する条例である程度はコントロールできるが、その範囲は限られており、ある程度行政に裁量が与えられている。このため、間接民主主義だけでは、市民の意見を反映しきれない部分が出てきてしまう。また、議員の選挙では、例えば、A候補の産業に関する政策はいいが、福祉に関する政策ではB候補の方がいいといったように、政策ごとに支持する議員が異なっても、一人しか投票できないという限界もある。このように、間接民主主義にはある程度の限界があるので、そこを市民参加でカバーするという考え方に自治基本条例は立っているとと言えるのではないか。(清水座長)

○国と市の役割について説明があったが、県の役割は何か。
→県は市単独では対応できないものや複数の市町村にまたがる案件を処理する役割を担っており、国は一つの県域では対応できない案件や国内で統一して行うべき案件、外交や防衛のように対外的に対応すべき案件を処理する役割を担っているとと言える。(清水座長)

3 グループ別会議

検討項目①「自治基本条例に期待すること・こんな条例にしたい(したくない)こと・盛り込みたい内容」について、ワークショップを行った。事務局よりワークショップの進め方及び今回の作業内容について説明した後、各グループごとに検討に入った。今回は、宿題として事前に考えてきた内容をカード(ふせん)に記入し、説明しながら模造紙に貼っていき、似たもの同士でグループ化するという作業を行った。

次回の会議でまとめ及び発表を行う。

4 次回の会議等のお知らせ

会議資料にもとづき、次回の会議の日程及び次回の会議までに行う宿題について、事務局より説明した。

また、宿題の参考とするため、今日時点の各グループのワークショップの検討内容を郵送する旨説明した。

5 閉会